

7	<p>(A)とは、障害等の有無に関わらず、すべての人に普通の生活をすることを保障しようとする理念をいう。</p> <p>(A)の理念は、当初、デンマークの(B)運動の中でスタートしたが、その後、身体障害者や精神障害者などの障害者福祉全体の運動に広がり、さらに高齢者福祉などの領域でも用いられるようになって、今日では、すべての福祉分野に共通する基本理念となっている。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>(A)とは、社会的に排除・差別されやすい人を社会の中に取り込んでいこうという理念をいう。</p> <p>1980年代から1990年代にかけてヨーロッパで普及してきた理念であり、「(B)」あるいは「(C)」などと訳される。(B・C順不同)</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>(A)(生活の質)は、援助者側からの視点である(B)(日常生活動作)重視の援助に対する批判として広がった理念であり、個人の生活に関する主観的な満足感、達成感などを意味する。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
10	<p>世界保健機関(WHO)は、1980年の国際障害分類(I C I D H)では、障害を「機能障害」「能力低下」「(A)」の3つの枠組みで示したが、それを改めた2001年以降の国際生活機能分類(I C F)では、生活機能と障害を「心身機能・身体構造」「活動」「(B)」の3つの次元で捉えるとともに、「(C)因子」「個人因子」といった「背景因子」との相互作用に着目している。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
11	<p>バリアフリーが、障害のある人が生活するうえでの障壁を除去することをめざす考え方であるのに対して、(A)は、初めからすべての人が、障害の有無や年齢に関わらず利用できること、すべての人にとって使いやすい製品、環境、情報づくりを行うことをめざす考え方である。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
12	<p>(A)とは、意思表示が困難な利用者等に代わって、援助者が権利や日常生活のニーズを主張することをいい、代弁、権利擁護などと訳される。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
13	<p>アカウントビリティとは、福祉サービスなどの公共性の高い事業について、利用者、住民などに対して、事業内容等について(A)する責任をいう。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

23	<p>(A) 費とは、国の一般会計(予算)における年金給付費、(B) 費、介護給付費、(C) 対策費、生活扶助等社会福祉費、保健衛生対策費および雇用労災対策費をいう。2025(令和7)年度の(A) 費(約38兆円)では、年金給付費(約13.7兆円)と(B) 費(約12.3兆円)の合計額の占める割合が7割近くとなっている。</p> <p>なお、地方財政における社会福祉関係の費用は、(D) 費に位置づけられている。</p>	□ □ □
24	<p>(A) 費とは、ILO(国際労働機関)基準に則した社会保障費用統計をいう。2022(令和4)年度のおが国の(A) 費(約138兆円)の内訳は、「(B)」が40.5%、「(C)」が35.4%、「福祉その他」が24.2%となっている。</p>	□ □ □
25	<p>(A) 負担とは、所得額等を基礎に利用者の支払能力に応じて費用を負担する方法をいい、(B) 負担とは、利用者の受益の程度に応じて費用を負担する方法をいう。</p>	□ □ □
26	<p>生活保護法による扶助の財源割合については、国が(A) を、都道府県・市・福祉事務所を設置する町村が(B) を負担する。</p>	□ □ □
27	<p>児童福祉法に基づき、都道府県が児童養護施設への入所措置をとった場合に支弁する費用については、国がその(A) を負担する。</p>	□ □ □

《第3節 社会福祉施設》

1	<p>児童福祉施設とは、①助産施設、②(A)、③(B) 施設、④保育所、⑤(C) 型認定こども園、⑥児童厚生施設、⑦児童養護施設、⑧障害児入所施設、⑨(D) センター、⑩児童心理治療施設、⑪児童自立支援施設、⑫児童家庭支援センター、里親支援センターの13種類の施設をいう(児童福祉法7条1項:条文集p43)。</p> <p>【参照 同法36条~44条の3:条文集p51~53】</p>	□ □ □
2	<p>(A) は、(B) (困難な問題を抱える女性を入所させて自立支援を行う施設)を設置することができる(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律12条1項)。</p>	□ □ □

4	<p>(A) は、その著書『ソーシャル・ケースワーク；問題解決の過程』(1957年)の中で、診断主義と機能主義の考えを統合した「(B) アプローチ」を提唱し、ケースワークの構成要素として「4つのP」をあげた。「4つのP」は、人(person)、問題(problem)、場所(place)、過程(process)を意味する。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
5	<p>(A) は、1960年代に「(B) アプローチ」を体系化し、人を常に「状況の中にある人間」として理解する視点を強調した。「状況の中にある人間」とは、個人を取り巻く人々との網の目のような関係性の中で個人を理解することの重要性を強調するための概念である。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
6	<p>(A) は、1935年の全米社会事業会議においてグループワークの最初の定義を発表し、地域援助技術に関してインターグループワーク説を提唱した。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
7	<p>グループワークは、1946年の全米ソーシャルワーク会議における(A) の報告によって、公式に認められた。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>グループワークの理論化に貢献した(A) は、個人の生活上の困難を解決するために、グループの治療的機能を重視し、「集団を通しての個別化」を目標とするグループワークを実践した。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>地域援助技術(コミュニティワーク)がソーシャルワークの一つとして位置づけられたのは、1939年の(A) 報告がきっかけであった。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
10	<p>(A) は、『社会福祉実践の共通基盤』をまとめ、ソーシャルワークの統合化を図った。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
11	<p>ソーシャルワークの捉え方として、伝統的な「治療モデル」を批判して登場した「(A) モデル」(エコロジカル・アプローチ)は、利用者の生活に生じる問題を、人と環境の交互作用として理解するもので、(B) と(C) によって体系化された。(B・C順不同)</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
12	<p>(A) アプローチは、利用者が解決すべき課題を設定し、その課題を中心にして援助活動を展開するアプローチであり、短期の援助を特徴とする。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

7	<p>保育所は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の（ A ）の評価を行い、常にその（ B ）を図らなければならない。また、保育所は、定期的に（ C ）による評価を受けて、それらの結果を（ D ）し、常にその（ B ）を図るよう努めなければならない（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準36条の2）。</p>	□□□
---	--	-----

《第2節 苦情解決》

1	<p>社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な（ A ）に努めなければならない（社会福祉法82条：条文集p22）。</p>	□□□
2	<p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの目的は、次の3点とされている。</p> <p>① 自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である。</p> <p>② このような認識に立てば、苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の（ A ）の向上、（ B ）・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を経営する者の社会的信頼性の向上にもつながる。</p> <p>③ 苦情を（ C ）せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の（ D ）や（ E ）の確保を図ることが重要である。</p>	□□□
3	<p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の体制については、社会福祉施設に（ A ）や苦情受付担当者、（ B ）が設置される。</p>	□□□
4	<p>第三者委員制度とは、サービスの利用者やその家族等から福祉サービスの提供に関する苦情や疑問等を聞き、（ A ）する制度である。第三者委員は、苦情解決に（ B ）や（ C ）を確保し、（ D ）の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置される。</p>	□□□
5	<p>（ A ）に置かれる運営適正化委員会は、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律または医療に関し（ B ）を有する者で構成される（社会福祉法83条：条文集p23）。</p>	□□□

6	(A) 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定された背景として、それまで成年後見制度が十分に利用されていないという課題があった。	□ □ □
7	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年後見制度の利用の促進は、①ノーマライゼーション、②(A)の尊重、③(B)の保護の重視等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとされている(同法3条1項)。	□ □ □

《第4節 情報提供》

1	福祉サービスに関する情報提供は、1994(平成6)年の(A)法改正によって、初めて法律上規定された(同法5条の4第2項2号: 条文集 p 75)。	□ □ □
2	<p>社会福祉法 第75条(情報の提供)(条文集 p 21)</p> <p>① 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し(A)を行うよう努めなければならない。</p> <p>② 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を(B)得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	□ □ □
3	<p>社会福祉法 第77条(利用契約の成立時の書面の交付) (条文集 p 21) 【抜粋】</p> <p>① 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>三 当該福祉サービスの提供につき(A)に関する事項</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p>	□ □ □